

## 第4章 事前環境配慮の内容

事前環境配慮指針（平成17年尼崎市公告第71号）に基づき、事業計画の特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮し、環境配慮を検討すべき項目（以下「環境配慮検討項目」という。）について抽出した。

抽出した環境配慮検討項目についての事前環境配慮の内容は、表4.1.1に示すとおりである。

表4.1.1(1) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的 配慮	<b>(1) 事業計画地の選定</b>		
	①事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定に当たっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。	b	対象事業は、大阪・関西万博開催期間中の平面駐車場を整備するものである。事業計画地は安定型廃棄物埋立跡地であり、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保する。
	②公共機関等が実施する広域的な事業に係る事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定に当たっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。	b	対象事業は、平面駐車場を整備するものであり、大阪・関西万博の会場外駐車場の一つとして位置付けている。会場外駐車場は複数箇所計画しており、全体として環境影響が少なく、かつ、効率的なものになるよう配慮する。
	<b>(2) 周辺地域との調和</b>		
	①土地利用及び施設配置等の計画策定に当たっては、事業計画区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。	c	事業計画地は、安定型廃棄物埋立跡地であり、周辺地域は都市計画法に基づき工業専用地域に指定されており、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、周辺地域との調和については、検討対象外とする。
	②自動車による人又は物の流入を伴う事業の計画策定に当たっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。	b	事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用する。また、公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかける。また、工事関連車両は、工事の効率化・平準化を図り、走行台数を可能な限り削減することにより、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とする。
	<b>(3) 事業計画区域に係る配慮</b>		
①事業計画区域の面整備に当たっては、事業計画区域の土地利用及び施設配置等を検討し、土地の改変及び樹木の伐採等が可能な限り少なくなるよう配慮すること。	c	対象事業は、安定型廃棄物埋立跡地に平面駐車場を整備するものであり、整備に当たり大規模な掘削工事や盛土工事はなく、樹木の生育はほとんどみられないことから、検討対象外とする。	

表 4.1.1(2) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的配慮	(4) 建設・解体工事に係る配慮		
	①建設・解体工事においては、粉じんの飛散、汚濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設系廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。	b	適宜散水を行う等粉じんの発生抑制に努める。工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みである。工事用地内に降った雨水等の濁水は、雨水排水経路を流下することによりSSを低減させてから公共用水域に放流する。建設系廃棄物・残土は、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。
生活環境の保全	(1) 大気質		
	①大気汚染物質の発生施設の設置に当たっては、良質燃料の使用、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、汚染物質の排出抑制に努めること。	b	施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかける。また、事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施することにより、汚染物質の排出抑制に努める。工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。また、適宜散水を行う等粉じんの発生抑制に努める。工事関連車両に対して、過積載の防止、積み荷の安定化、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。また、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年、兵庫県）に基づく流入車両規制を遵守するように指示・指導を行う。使用する建設機械は、可能な限り最新の排ガス対策型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。船舶の運航による夢洲へのアクセスが可能となる場合は、船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう、また、船舶の運航に当たっては航行速度の最適化に努め、高負荷運転を行わないよう関係者への周知徹底を図ることにより、汚染物質の排出抑制に努める。
	②大気汚染物質の発生施設の設置に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかける。事業計画地へ誘導する案内看板の適切な設置を検討する。工事関連車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行うことにより、環境の保全に配慮する。

表 4.1.1(3) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	<b>(2) 騒音、振動及び低周波音</b>		
	①騒音・振動等の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び低公害型機器の導入、防音防振対策等、技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかける。また、看板の設置等により事業計画地内での低速走行を呼びかける。事業計画地へ誘導する案内看板の適切な設置を検討する。事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。また、工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。工事関連車両に対して、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導することにより、環境の保全に配慮する。
	<b>(3) 水質及び底質</b>		
	①水質汚濁物質の発生施設の設置に当たっては、発生する汚濁負荷量を可能な限り低減させること。また、公共用水域に排水する場合には、高度処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への負荷の低減に努めること。	b	施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ(汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ)を導入することにより、排水量を低減する。また、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。 工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みである。工事用地内に降った雨水等の濁水は、雨水排水経路を流下することによりSSを低減させてから公共用水域に放流する。 船舶の運航による夢洲へのアクセスのために船着場を整備する場合は、直杭式横棧橋(海底に支柱を打設しその上に床板を乗せた構造)、陸岸に設置して設けられる接岸施設である岸壁等ではなく、浮棧橋(海上に浮体(ポンツーン)を浮かべ海底に沈めた錨と係留チェーンで接続する構造等)とすることで、海底への支柱打設を行わないよう整備主体に求め、環境への負荷の低減に努める。
<b>(4) 地形・地質及び地盤変状</b>			
①道路等の建設に当たっては、雨水地下浸透に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮すること。	b	舗装は、再生資源を用いる計画であるため、雨水地下浸透に配慮した構造の採用はしないが、事業計画地内に降った雨水は、雨水排水経路を通じて公共用水域へ放流することにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮する。	

表 4.1.1(4) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(5) 廃棄物		
	①発生する廃棄物の処理に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう適正な処理計画に基づき処理すること。	b	<p>撤去工事においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。掘削土は、可能な限り盛土として使用する。建設資材（仮設含む）については、指定材料を除き、リユース・リサイクル材や撤去後にリユース・リサイクルを行いやすい材料の活用を検討する。工事期間中に発生する紙ごみ・プラスチックなどの再資源化可能物については、分別収集・リサイクルの実施を工事事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。会期中については、駐車場施設の管理運営を行う事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。</p> <p>施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ（汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ）を導入することにより、排水量を低減する。また、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。また、ごみは、清掃管理等により適正に処理する。</p>
自然環境の保全と創造	(1) 植物、動物及び生態系		
	①事業計画区域での土地の改変に当たっては、事業計画区域及びその周辺における動植物の生息地の保全並びに必要な代償措置の実施に可能な限り配慮すること。さらに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化に努めるとともに、ビオトープづくり等身近な自然環境の創造にも配慮すること。	b	<p>事業計画地内のほぼ全てを平面駐車場用地として活用する計画であるが、現況はほぼ平地であり、整備に当たり大規模な掘削工事や盛土工事は行わないこと、半年の供用期間終了後は原状復旧すること、事業計画地及びその周辺地域は、安定型廃棄物埋立跡地であり、主に裸地で樹木や動植物はほとんどみられないこと、工業専用地域に指定されており周辺も同様の地形が広がっていること、事業期間が短期間であることから、配慮の対象としなが、利用可能なスペースについては、緑化を検討する。</p>
	②整備面積の大きな事業に係る事業計画区域での緑地等の配置については、周辺樹木等との連続性及び地域由来の植生に配慮するとともに、動植物の生息地の積極的な創造にも配慮し、まとまりのある緑地及び水辺の整備に努めること。	c	<p>事業計画地内のほぼ全てを平面駐車場用地として活用する計画であるが、現況はほぼ平地であり、整備に当たり大規模な掘削工事や盛土工事は行わないこと、半年の供用期間終了後は原状復旧すること、事業計画地及びその周辺地域は、安定型廃棄物埋立跡地であり、主に裸地で樹木や動植物はほとんどみられないこと、工業専用地域に指定されており周辺も同様の地形が広がっていること、事業期間が短期間であることから、配慮の対象としない。</p>

表 4.1.1(5) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
地球環境の保全	<b>(1) 資源循環及び地球温暖化</b>		
	①原材料及び建築資材の選定に当たっては、再生品の利用等により、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に努めること。	b	舗装工の表層及び路盤は、可能な限り再生資源を活用する。掘削土は、可能な限り盛土として使用する。
	②エネルギー使用機器類の選定に当たっては、コージェネレーション、廃熱の利用等による熱効率を高めた機器の導入、自然エネルギーの活用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、温室効果ガスの排出抑制及び省資源・省エネルギーに努めること。	b	事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、低公害型の車種の選定に努める。また、高効率照明や高効率空調等の採用により、温室効果ガスの発生抑制及び省資源・省エネルギーに努める。
③発生する廃棄物の処理に当たっては、その発生抑制に努めるとともに、再利用及び再資源化を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	撤去工事においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。掘削土は、可能な限り盛土として使用する。建設資材（仮設含む）については、指定材料を除き、リユース・リサイクル材や撤去後にリユース・リサイクルを行いやすい材料の活用を検討する。工事期間中に発生する紙ごみ・プラスチックなどの再資源化可能物については、分別収集・リサイクルの実施を工事事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。会期中については、駐車場施設の管理運営を行う事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。 施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ（汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ）を導入することにより、排水量を低減する。また、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。また、ごみは、清掃管理等により適正に処理する。	
都市環境等の保全と創造	<b>(1) 人と自然とのふれあい活動の場</b>		
	①公園・広場・ビオトープその他の整備に当たっては、自然素材及び既存植生を利用するとともに、新たな自然環境を創造するなど、身近な自然環境の保全と創造に配慮すること。	c	対象事業は、公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場を整備するのではなく、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、検討対象外とする。
	<b>(2) 電波障害、日照及び風害</b>		
①建築物・工作物の建設に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境及び気象状況を考慮し、電波障害、日照及び風害について、周辺環境への影響の低減に努めること。また、近隣に建築物又は工作物が存在する場合には、それらとの複合的な影響についても配慮すること。	c	対象事業は、大阪・関西万博開催期間中の平面駐車場を整備するものであり、半年の供用期間終了後は原状復旧すること、また、事業計画地近傍には住居が存在しないことから、検討対象外とする。	

表 4.1.1(6) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
都市環境等の保全と創造	<b>(3) ヒートアイランド現象</b>		
	①建築物・工作物の建設に当たっては、屋上・外壁の緑化、断熱構造、太陽光発電の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じるとともに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化するなど、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b	利用可能なスペースについては、緑化を検討する。
	②エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置に当たっては、コージェネレーションの導入、廃熱の利用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への熱放散の低減に努めること。	b	高効率の照明・空調設備の採用等、環境への熱放散の低減を検討する。
	③道路等の建設に当たっては、保水性に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b	平面駐車場の整備に当たっては暑熱対策等、適切な措置について検討する。
	<b>(4) 景観及び文化財</b>		
	①建築物・工作物の構造・配置の決定及びデザイン・色彩等の選定に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、緑化等により、良好な都市景観の確保に努めること。	b	対象事業は、大阪・関西万博開催期間中の平面駐車場を整備するものであり、事業計画地及びその周辺地域は工業専用地域であること、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、周辺景観との調和、良好な都市景観の確保については、検討対象外とするが、利用可能なスペースについては、緑化を検討する。
	②事業計画区域及びその周辺における文化的・歴史的資源並びに視覚的・聴覚的景観の適切な保全に配慮するとともに、それらの創造的視点をもった計画づくりに努めること。	c	事業計画地及びその周辺地域に視認できる文化的・歴史的資源は存在せず、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、検討対象外とする。
	<b>(5) 都市施設及び安全性その他</b>		
	①集客施設の設置にあたっては、周辺の道路状況及び生活環境を考慮し、施設へのアクセス手段の確保等により、混雑及び渋滞の緩和、安全の確保に努めること。	b	公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等と呼びかける。事業計画地へ誘導する案内看板の適切な設置を検討する。また、事業計画地の出入口付近には誘導員を適宜配置することや、看板の設置等により低速走行を呼びかける等、交通事故の防止に努める。 工事関連車両の出入口付近には、誘導員を適宜配置し、事故の防止に努める。夜間や休日には工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口に施錠する等の対策を講じる。工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。工事関連車両に対して、走行ルートや制限速度の遵守等、適切な運行を指導する。
	備考) 環境配慮の区分とは、それぞれ次に示すとおりである。 a : 早い段階において事業計画に反映するもの b : 事業計画の進捗に応じて検討していくもの c : 事業の特性等から配慮できないもの		